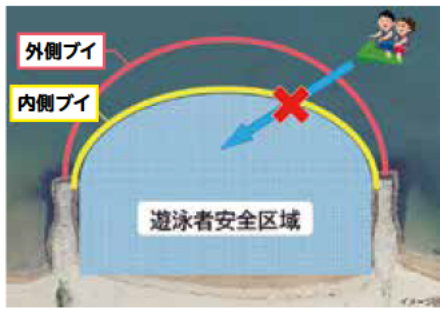


みんなが安全に安心して海を楽しめるように 明石市水上バイク条例ができました

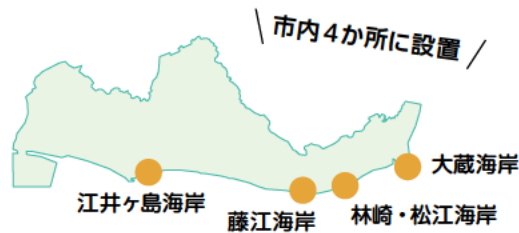
明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例

遊泳者の危険を防止するために、「遊泳者安全区域」を設置しました。水上オートバイなどを利用の際は、ルールを正しく守って安全に楽しみましょう。
お問い合わせ/海岸・治水課 (TEL)918-5042 (FAX)918-5109

1 “遊泳者安全区域”の設置



4月29日から9月30日の間、市内4か所に遊泳者安全区域を設置します。区域内は水上オートバイなどの乗り入れ、引き入れは禁止します。



2 監視カメラの設置

これまで市内の海岸に4台の監視カメラを設置していましたが、2022年には合計13台に数を増やしました。インターネットにつながっており、必要な時にデータを即時に取り出すことができます。



市民の命を本気で守る
条例の3つのポイント

3 危険行為の禁止および罰則規定

危険行為の禁止

水上オートバイなどを操縦する人は、遊泳者の近くで危険を生じさせるおそれのある速力での航行や急回転、ジグザク航行をしてはいけません。

市独自の罰則

遊泳者安全区域で上記のような危険行為をした人は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

遊泳者安全区域への **乗り入れ** + 遊泳者安全区域での **危険行為**
→ **6か月以下の懲役** または **50万円以下の罰金**

危険な行為を見かけた場合は **海の緊急通報118番**

正規職員募集 【令和4年9月以降採用予定】

職員室職員担当 (TEL)918-5006 (FAX)918-5145

職種	人数	受験資格	受付期間
福祉職	5人程度	昭和38年4月2日以降に生まれた人 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士・手話通訳士のいずれかの資格を有する人(令和5年5月31日までに取得見込みの人を含む)	4月11日(月)~5月11日(水)
事務職	新卒など	平成6年4月2日以降に生まれた人 令和4年3月31日までに、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人	4月20日(水)~5月20日(金)
	社会人経験	昭和38年4月2日以降に生まれた人 ※令和5年3月31日までに大学・大学院を卒業する人を含む	
技術職 (土木・建築・電気・機械・環境化学)	10人程度	昭和38年4月2日以降に生まれた人 ①~④のいずれかの要件を満たす人 ①大学・短期大学・高等専門学校・専門学校・大学院で、職種区分の専門課程を修めて卒業または修了した人(令和5年3月31日までに卒業する見込みの人を含む) ②令和4年3月31日までに、高等学校で職種区分の専門課程を修めて卒業した人 ③採用試験案内の「資格加算一覧表」にある資格を有する人(学歴不問) ④正職員として職種区分に関わる職務経験がある人(学歴、経験年数不問)	4月27日(水)~5月27日(金)
保健師	5人程度	保健師免許を有する人(令和5年5月31日までに取得見込みの人を含む)	4月27日(水)~5月27日(金)
衛生関係職員	1人	臨床検査技師、獣医師、または薬剤師のいずれかの免許を有する人(令和5年5月31日までに取得見込みの人を含む)	

申し込み/試験案内(市ホームページに掲載、市役所・各市民センターなどで配布)で詳細を確認し、受付期間内に市ホームページから申し込み

委員募集 明石市手話言語等 コミュニケーション施策推進協議会

障害者施策担当 (TEL)918-5142 (FAX)918-5048

対象/市内在住の満18歳以上(令和4年4月1日現在)の人で、平日日中の会議(年1回程度)に出席でき、他の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 定員/3人 申し込み/応募用紙(市ホームページに掲載、障害者施策担当や各市民センターなどで配布)に必要事項を記入し、「誰もが自由にコミュニケーションを取ることができる社会の実現に向けて必要なこと」をテーマに800字以内のレポートを添えて、5月13日(必着)までに、持参・郵送・ファクシミリ・メールで同担当(〒673-8686 市役所本庁舎1階 ☒shoufuku@city.akashi.lg.jp)へ。手話動画などでの提出は、お問い合わせを。

自立と社会参加をお手伝い 身体障害者補助犬の貸付希望者募集

身体障害者補助犬とは、身体障害者補助犬法に基づき認定された盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。身体に障害のある人の自立と社会参加をお手伝いします。貸し付けを希望する人は、ご連絡を。

対象/市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている人で、次のいずれかに該当する人

- ①視覚障害1級・2級 ②肢体不自由1級・2級
- ③聴覚障害2級

申し込み/4月28日までに、電話またはファクシミリ・メールで障害者施策担当 (TEL)918-5142 (FAX)918-5048 ☒shoufuku@city.akashi.lg.jp)へ

3月議会終わる ~明石市水上オートバイ等の安全な利用の 促進に関する条例議案などを可決~

総務課 (TEL)918-5041 (FAX)918-5103

第1回定例会3月議会において可決された主な議案は、令和4年度当初予算のほか、水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、海域等利用者の保護を図るため禁止行為等を定める条例議案、インクルーシブ社会を実現するための指針を定める条例議案、2030年度を目標年次とする新たな総合計画を策定する議案などです。

~妊婦さんを支援します~ 妊婦への臨時特別給付金

明石市独自の取り組み
児童福祉課 (TEL)918-6073 (FAX)918-5196 (妊娠届に関すること) 子ども健康課 (TEL)918-5656 (FAX)918-6384)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった妊婦さんを支援するため、下記の人に1人あたり10万円を支給します。

1. 支給対象者

- 以下の①②両方の要件を満たす人
 - ①令和4年3月31日時点で妊娠している人(明石市に妊娠届を提出する必要があります)
 - ②令和4年3月31日から給付金の申請までの間、引き続き、妊婦の住民登録が明石市にある人
- ※なお、令和4年3月31日までに出生した人は対象となりません

2. 申請方法

給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。該当する人は、令和4年6月30日までに申請してください。(郵送の場合は消印有効)

明石市にすでに妊娠届を提出している人には、4月下旬に申請書などを送付します。妊娠届の提出がまだの人には、妊娠届の提出時にご案内します。



詳細はこちら